

令和元年度 女性団体支援事業実施要領（後期分）

1 目的

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるため、加盟団体が行う県民への啓発活動や組織強化などに要する経費を助成します。

2 助成対象団体

事業開始時点において、定款51条に定める賛助会員であること。

（事業開始前に財団賛助会員規程第4条による会費を支払い、定款に定める賛助会員となることも認めます。）

3 助成概要

（1）1団体あたりの年間助成額（前期分、後期分の助成額の合計）の上限

15万円

（2）助成対象となる事業のテーマ

- ・家庭・職場・地域における女性の地位向上
- ・女性の自立と社会参画推進
- ・男性の家事・育児参加
- ・ワークライフバランス
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・DV（ドメスティックバイオレンス）
- ・働く女性の活躍、その他男女共同参画に関するもの

（3）助成メニュー

- ①県民啓発促進
 - ・県民に対する講演会、研修会、街頭キャンペーンなど男女共同参画啓発活動
- ②情報発信促進
 - ・広報紙作成・配布などによる会員や住民への情報発信
- ③会員交流促進
 - ・加盟団体同士の情報交換会など会員交流
- ④組織強化Ⅰ
 - ・加盟団体が組織を強化するために行う会員勧誘チラシ作成や勧誘行事開催
- ⑤組織強化Ⅱ
 - ・組織内勉強会・研修会の開催、専門家等からの指導等

（4）助成対象経費

- ①県民啓発促進
 - ・講師謝金、講師旅費、会場借上げ料、チラシ・資料等印刷製本費、啓発目的の配布物品、その他事業実施に必要な経費
- ②情報発信促進
 - ・印刷製本費、その他事業実施に必要な経費
- ③会員交流促進
 - ・講師謝金、講師旅費、会場借上げ料、チラシ・資料等印刷製本費、お茶代、その他事業実施に必要な経費

④組織強化Ⅰ

- ・講師謝金、講師旅費、会場借上げ料、チラシ・資料等印刷製本費、その他事業実施に必要な経費

⑤組織強化Ⅱ

- ・専門家等謝金、専門家等旅費、会場借上げ料、機器リース料、お茶代、その他事業実施に必要な経費

(5) 助成率

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ①県民啓発促進 | 事業費の2/3 |
| ②情報発信促進 | 事業費の1/2 |
| ③会員交流促進 | 事業費の1/2 |
| ④組織強化Ⅰ | 事業費の2/3 (複数団体の共同実施：事業費の3/4) |
| ⑤組織強化Ⅱ | 事業費の2/3 (複数団体の共同実施：事業費の3/4) |

(6) 助成金額

事業にかかる助成対象経費の額に助成率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)。但し(7)に定める金額を上限とする。

(7) 助成金額の上限

メニュー毎に5万円まで(ただし、助成項目①④⑤で複数団体共同実施の場合は、団体数×5万円とする。)

4 助成金交付手続き

(1) 助成金の交付申請手続き

助成メニューごとに交付申請書を作成し、添付書類とともに募集期間内に提出すること。

(2) 事業実施の実績報告

交付決定を受けた事業が終了した場合は、事業終了後15日以内または3月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を添付書類とともに提出し、交付額確定を受けること。

(3) 助成金の請求

交付額確定の通知を受理した場合は、当該確定額にかかる請求書を3月31日までに提出すること。

(4) 事業計画変更の届出

交付決定を受けた後、やむを得ず事業計画の大幅な変更または助成対象経費が20%以上減額となる場合は、あらかじめ事業計画変更の届出をすること。

5 助成団体数(後期分)

予算の範囲内で5団体程度

6 助成事業の実施期間

助成金交付決定の日から令和2年3月20日まで

7 助成団体の選考および決定

(1) 事業の内容、実施方法、効果等について書類審査(必要に応じヒアリング)を行い、助成団体を決定します。

(2) 審査結果により、交付決定の可否を通知します。

(3) 助成決定額は、増額変更できません。

8 募集期間

令和元年8月1日～令和元年8月30日(必着)

ただし、9月30日までに事業開始する場合は8月9日(必着)

9 提出書類

交付申請書(様式第1号:事業計画書、事業予算書等の添付書類を含む。)

10 その他

- (1) 虚偽の申請を行った場合には、助成金の返還を求めます。
- (2) 事業計画書に記載された費用について、助成対象に認められない場合があります。
- (3) 助成事業において作成した**広報誌・ポスター・チラシ等**には、財団から助成を受けたことを明記してください。
- (4) 詳細は、財団事務局(0776-41-4254)へお問い合わせください。